

島根県最低賃金が

令和7年11月17日から

1時間**1,033**円になりました！

島根労働局は事業主の皆様の賃上げを支援しています

このチラシでは、島根で事業を行う事業主の皆様に向けて、厚生労働省の支援策『「賃上げ」支援助成金パッケージ』や、相談窓口などを紹介します。

↓ 助成金等の施策のご紹介

● 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円 (※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

制度の
詳細は
コチラ！



(※1) 建設業の場合(※2) 労働者数30人以下の場合は倍額を加算

● キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

制度の
詳細は
コチラ！



● そのほか、様々な支援策をHPで紹介しています！

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



色々な支援策があるのは分かったけど、うちの会社でどんな制度を活用すればいいか分からないし、ほかにも相談したいことがあります。
相談に乗ってくれるところはありませんか？

無料の相談窓口があります！

裏面をご覧ください。



厚生労働省 島根労働局



(R7.11.17～)

無料相談窓口や支援サイトはこちらです！！
悩む前に、
まずはご相談ください。



島根労働局公式キャラクター しじろー

島根働き方改革推進支援センター

- ・企業の「働き方改革」や賃金引上げ等を無料で支援します。
- ・専門家が来所・電話・メールによる相談等を承ります。
- ・企業の取り組み事例や労働関係助成金の活用方法等に関する働き方改革セミナーを開催しています。

島根働き方改革推進支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55番地2 島根県教育会館 2階

TEL  **0120-514-452**

受付時間：平日9:00～17:00 ※年末年始除く

FAX **0852-61-0361**

メール **shimane@workstylereform.net**

厚生労働省委託事業【受託：全国社会保険労務士会連合会】 令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）

ホームページは
こちら



島根県教育会館 2階
島根働き方改革
推進支援センター



島根県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。島根県よろず支援拠点では、チーフコーディネーターを中心とする専門スタッフがご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します（相談無料）。

松江オフィス

〒690-0816

島根県松江市北陵町1番地

テクノアークしまね内

TEL:0852-60-5103

FAX:0852-60-5105

浜田サテライトオフィス

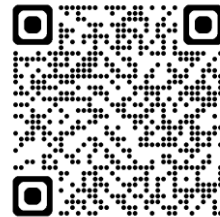
〒697-0034

島根県浜田市相生町1391-8

シティパーク2F

TEL:0855-24-9301

FAX:0855-22-0577



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業所を対象としたさまざまな支援施策をより使ってもらうことを目指した総合支援サイトです。無料で会員登録をすると、最新の情報を受け取れます。



補助金情報 中小企業支援サイト
補助金や支援等のサポートを
ご案内しております。



<https://mirasapo-plus.go.jp/>

最低賃金について詳しくはこちら（島根労働局HP）➡

 厚生労働省 島根労働局



（R7.11.17～）